

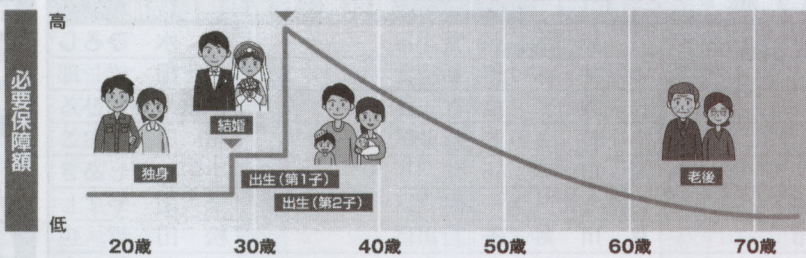
# 毎年春になったら保険を見直そう

1. 家族にとって必要な保障と額を考える
  - 結婚や出産で保障内容を見直したか？
  - お子さんの成長に合わせて保障額を見直しているか？
  - 年齢とともに医療保障の重要度を増やしているか？
2. 家計全体で収支のバランスを考える
  - 家計全体として収入は増えるか減るか？
  - お子さんの入園、入学、進学などで教育費はどう変わるか？
  - 車や住宅など購入した(する)か？
  - 加入している保険の保険料がアップすることはないか？
3. 公的保障・企業保障と合わせて考える
  - 退職金や慶弔制度。共済会からの給付金はどうなのか？
  - 遺族年金・健康保険など社会保障制度はどうなのか？

家族の成長に合わせて必要な保障額も変わります。無駄なく十分な安心が得られる保障を検討しましょう。

4月、新しい年度の始まりです。お子さんの成長や人事異動により、春から生活が変わるといっても多いのではないのでしょうか。年一度、家計をチェックするのはとても重要なことです。その際、保険の棚卸しも必ずして下さい。

ライフステージにみる必要保障額の考え方(遺族保障)



無駄な保険は止めて、その分貯蓄に回してね



## 新生命共済

## 割安な掛金で大きな保障

～現在加入している生命保険の掛金・保障額と比較してみよう～

### <制度の特徴>

- ①少ない掛金で大きな保障。(掛金は年齢性別に関係なく一律です)
- ②死亡・重度障害を保障するシンプルな大型保障。
- ③加入手続きが簡単で毎月加入できます。※医師の診断書は不要。
- ④満65歳になるまで保障が続きます。※積立終身共済の一時払終身共済と併せれば、安心の一生涯保障。
- ⑤余命6ヶ月以内と診断された場合、共済金の一部をお支払いします。※組合員契約のみ。A-6は対象外。
- ⑥毎年の決算で剰余が発生したときは、契約者に割戻金として還元します。(全労済引受部分)
- ⑦掛金の全労済部分は生命保険料控除の対象となります。

### <保障内容>

#### ①死亡したとき

※加入者である本人が余命6ヶ月以内と診断された場合、共済金の一部をお支払いします。(A-6コースを除く)

#### ②重度障害になったとき

※重度障害とは、労働者災害補償保険法に準じた規約に定める「身体障害者等級別支払割合表」の第1級、第2級および第3級の2, 3, 4のいずれかの障害状態に固定した場合をいいます。

### <組合員の掛金と保障額>

契約コース	A-6	A-10	A-15	A-20	A-25	A-30	A-35	A-40
保障額	600万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	3,500万円	4,000万円
月掛金	1,020円	1,700円	2,250円	3,400円	4,250円	5,100円	5,950円	6,800円

### <配偶者の掛金と保障額>

契約コース	B-6	B-10	B-15	B-20
保障額	600万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円
月掛金	1,020円	1,700円	2,550円	3,400円

### <子どもの掛金と保障額>

	C-3	C-6	C-10
保障額	300万円	600万円	1,000万円
月掛金	270円	540円	900円

コレで決まりだね!



もっと詳しく知りたい方は、組合HPの「労金・共済情報」をご覧になるか、組合本部にお問い合わせ下さい。